2019年10月24日薬事・食品衛生審議会副作用・感染等被害判定第一部会 議事要旨 医薬・生活衛生局

- ○日時 令和元年10月24日(木)
- ○場所 厚生労働省 共用第6会議室
- ○議事
- ○副作用被害判定について
 - 1. 請求等の内訳

新規79件継続16件現況34件

2. 判定結果

支給決定することが適当であると考えられるもの 102件

内訳

- (1)請求どおり支給決定することが適当である 64件
- (2)請求期間の一部について支給決定することが適当である 35件
- (3)請求内容の一部について支給決定することが適当である 3件
- 不支給決定することが適当であると考えられるもの 26件

※保留 1件

再審議することが適当であると考えられるもの 1件

3. 主な意見

請求期間の一部について支給決定することが適当である

請求内容の一部について支給決定することが適当である

一部の期間に行われた医療については、入院を要すると認められる場合に必要な程度の医療に該当しない、又は副作用とは別の症状に対する医療に該当するため不支給とすることが適当である。

35件

① 請求されている障害の程度が政令で定める障害等級 1 級に該当	
しないため、2級とすることが適当である。	1件
② 判定不能のため、不支給とすることが適当である。	1件
③ 障害の程度が政令で定める障害等級に該当しないため、不支給と	とす
ることが適当である。	1件
不支給決定することが適当であると考えられるもの	
①疾病、障害又は死亡が医薬品の副作用により発現したと認められ	i
ないため、不支給とすることが適当である。	11件
② 判定不能のため、不支給とすることが適当である。	5件
③ 医薬品の使用が適正であったと認められないため、不支給とする	3
ことが適当である。	4件
④ 入院を要すると認められる場合に必要な程度の医療に該当しない	, \
ため、不支給とすることが適当である。	3件
	(⑥と1件重複)
⑤ 障害の程度が政令で定める障害等級に該当しないため、不支給と	<u>L</u>
することが適当である。	3件
⑥ 機構法第4条第6項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定で	+
る医薬品が使用されており、不支給とすることが適当である。	1件
	(④と1件重複)